
合同会社ヴィラあむとうファーム 定款

令和7年8月1日 作成

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は合同会社ヴィラあむとうファームと称する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 住宅宿泊業
2. 不動産の売買、賃貸、開発、造成および仲介
3. 不動産の管理および代理管理
4. 観光ガイド業
5. 旅客運送業
6. 飲食業
7. 特產品販売に関する業務
8. 古物売買に関する業務
9. 農地開拓、農作物の生産、および農作物の貯蔵、運搬、販売などの農業に関する業務
10. 農業体験農園の運営
11. コンサルティングに関する業務
12. 前各号に掲げる事業に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を鹿児島県大島郡伊仙町検福 185 に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は以下の URL で電子公告によって行う。

<https://www.villa-amuto.co.jp>

第2章 社員及び出資

(社員および出資)

第5条 当会社の社員の氏名および住所、社員の出資の価額は次の通りとする。

1. 社員の氏名 中村浩三
社員の住所 鹿児島県大島郡伊仙町検福 155
出資の価額 金 100 万円
責任 有限責任社員
2. 社員の氏名 中村博祐
社員の住所 福岡県北九州市八幡西区浅川日の峯 3 丁目 17 番 10 号

出資の価額 金 100 万円
責任 有限責任社員
3. 社員の氏名 中村進祐
社員の住所 茨城県日立市本宮町 3 丁目 17 番 8 号
出資の価額 金 100 万円
責任 有限責任社員

(社員の責任)

第 6 条 当会社の社員はすべて有限責任社員とする。

(競業禁止の規定の適用除外)

第 7 条 当会社の業務を執行する社員には、会社法第 594 条第 1 項本文の規定の適用はないものとする。

(利益相反取引の制限の排除)

第 8 条 当会社の業務を執行する社員には、会社法第 595 条第 1 項本文の規定の適用はないものとする。

第 3 章 業務執行および代表権

(業務執行社員)

第 9 条 当会社の業務は社員中村浩三が執行する

(代表社員)

第 10 条 社員中村浩三を代表社員とする。
当会社の代表社員は社長とする。

第 4 章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第 11 条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第 12 条 各社員は事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合においては、各社員は 2 ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。
前項の規定にかかわらず、各社員はやむを得ない事由があるときはいつでも退社することができる。

(決定退社及びその特則)

第 13 条 各社員は会社法第 607 条の規定により退社する。
前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合または合併により消滅した場合は、当該社員の相続人またはその他の一般承継人が当該社員の持分を承継することとする。

第5章 計 算

(事業年度)

第14条 当会社の事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(損益の分配)

第15条 当会社の事業に関する損益分配は総社員の同意により定める。

(分配の割合)

第16条 損益分配の割合は出資額に応じて分配する。

第6章 附 則

(最初の営業年度)

第17条 当会社の最初の営業年度は当会社成立の日から令和8年9月30日までとする。

(定款に定めのない次項)

第18条 この定款に定めのない事項はすべて会社法その他の法令に従う。

以上、合同会社ヴィラあむとうファームの設立のため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

令和7年8月1日

有限責任社員 中村浩三



有限責任社員 中村博祐



有限責任社員 中村進祐

